

県立境川遊水地公園 管理運営業務の内容及び基準

I 県立境川遊水地公園の概要

(1) 所在地

横浜市戸塚区俣野町、泉区下飯田町、藤沢市今田

(2) 公園面積

約 26.1ha 「令和2年4月1日時点」

(3) 公園の特性

本公園は、横浜市戸塚区、泉区と藤沢市の境に位置し、境川の自然豊かな水辺空間と河岸段丘沿いの地域の中にある、広大な境川遊水地の上部空間を有効利用した総合公園です。

境川遊水地は、俣野遊水地、下飯田遊水地、今田遊水地の3つの遊水地によって構成され、それぞれ一次池と二次池からなり、河川堤防の一部を低くして河道から溢れた洪水を一時的に貯留することで洪水被害を軽減する施設です。

平常時は公園として利用できるよう一次池には、境川の水辺空間を活かし、様々な生き物が生息できるビオトープを整備し、二次池には、少年野球場、多目的グラウンド、テニスコートなどを整備しています。

(4) 公園施設

① 園路及び広場

園路、少年野球場、多目的グラウンド、テニスコート 等

② 修景施設

植栽地、せせらぎ、沈砂池 等

③ 休養施設

ベンチ、パーゴラ、あずまや 等

④ 便益施設

駐車場、トイレ、案内板、シャワー棟 等

⑤ 管理施設

今田管理センター、柵、鷺舞橋、足洗場、門扉 等

⑥ その他

ビオトープ

II 管理運営方針

指定管理者は、「神奈川県立都市公園の整備・管理の基本方針（2019年3月改定）」を十分に把握した上、次の管理運営方針の内容を理解し、指定管理業務を行うこととします。

(1) 基本方針

本公園は境川遊水地の上部空間を利用しており、大雨洪水に関する注意報等発表に伴う警戒配備体制の整備や夜間等の利用制限を行う特殊な公園であることから、降雨等の気象に関する情報、河川及び遊水地内水位、越流状況等河川に関する情報を収集し、常に緊急時の対応を念頭において、安全で快適な公園利用に供するための適正な管理運営を行うこ

とします。特に、遊水地への越流が見込まれる場合においては、直ちに公園利用を一時的に禁止し避難誘導の措置を行うなど利用者の安全確保を第一に優先することとします。また、洪水後は速やかに清掃等を行い、安全を確認後、早期の利用再開に努めることとします。

(2) 自然環境保全方針

ビオトープなど貴重な動植物が生息する環境を保全・育成し、自然観察などを利用者に提供できる維持管理を行うこととします。

(3) 運営方針

- ① 広報や情報発信等の工夫を行い、利用者と双方向のコミュニケーションを図りながら、利用促進に必要な取組を管理運営に反映させることとします。
- ② 自然とふれあえる機会を提供し、利用者に体験を通じて自然環境への理解を深めるよう管理運営を行うこととします。
- ③ 境川遊水地で活動する野鳥観察などの諸団体との良好な関係に努め、情報交換などによって利用促進に努めることとします。
- ④ 多様な公園利用プログラムの提供とマナー向上を図り、障がい者、幼児から高齢者まで誰もが安全、安心して楽しめる管理運営を行うこととします。
- ⑤ ゴミの持ち帰り・省エネルギー・クリーンエネルギー利用を推進し、循環型社会への普及啓発に努めるとともに、園内の植物管理に伴って発生する木や枝等を園内リサイクルする等のゼロエミッションに努めることとします。
- ⑥ 公園周辺施設との連携、地元の人々との連携、情報の連携などを深め、公園周辺地域での世代を超えた交流などコミュニティの活性化と地域全体の魅力向上を目指すこととします。
- ⑦ 本公園では今田管理センターの他、河川施設である境川遊水地情報センター建物の一部（1階事務室ほか）及び今田通信機器室の一部（倉庫）を公園管理事務所等と位置づけ執務室などとして使用できます。なお、境川遊水地情報センター及び今田通信機器室の使用に当たっては藤沢土木事務所長から、別途通知をすることとします。

(公園関係資料 別紙1 ①②参照)

(4) 維持管理方針

- ① 公園施設や設備については、その機能や特性を十分に理解した上で、清潔かつ正常な状態とし、利用者が安全で快適に利用できるよう適正な維持管理を行うこととします。
- ② 利用者ニーズや社会情勢の変化を踏まえ、費用対効果を考慮しながら公園再生に取り組む維持管理を行うこととします。
- ③ 植物管理（植込地、芝生、樹木、草地等管理）については、日頃から植生状況を把握し、各植物の特性及び生態系に配慮した上で、適切な維持管理を行うこととします。
- ④ 利用者や様々な団体との情報交換を図りながら、維持管理業務を行うこととします。

(5) 安全・安心な公園への方針

- ① 園路や休憩施設、遊具などの公園施設は、日常点検やパトロールを定期的に行い、不具合の早期発見、早期対応を行うこととします。また、施設沿いは、除草や剪定をこまめに行い、周囲からの死角を解消し、事件・事故の発生を未然に防止することに努めることとします。

- ② 新型コロナウイルス等の感染症への対応など、想定される様々な危機への的確な対応に努めることとします。
- ③ 本公園は、横浜市及び藤沢市地域防災計画では、特に防災上の機能の位置付けはありませんが、指定管理者は、大規模地震等、大規模災害発生時には、県・地元自治体と連携・協力して災害対応に努めることとします。
- ④ 台風や豪雨等の自然災害への脅威の高まりなどを踏まえ、巡回点検や応急対策等のマニュアルを作成し実践することとします。また、指定管理者は県及び防災機関との連絡体制の構築を行い、併せて、被害軽減のための対応を行うこととします。

(6) ゾーン別の方針

園内を機能・目的・自然環境等により、別紙「維持管理基準書」のゾーン図に示すゾーンに分けています。ゾーンごとの管理運営方針は以下のとおりですが、方針の趣旨を十分参酌し、当該ゾーン以外でも方針の趣旨が果たされるよう管理運営を行うこととします。

① 広場ゾーン

- ・少年野球場や多目的グラウンド、テニスコートなどについて、利用者が安全で快適に利用できるよう適正な維持管理を行うこととします。
- ・少年野球場やグラウンドの芝生地は、平坦性を確保し、プレーに支障のない刈り込みレベル、雑草の除去に努めることとします。
- ・草の広場、芝生広場、及び中央広場については、利用者が憩い遊べる空間として、安全で快適な多目的利用に供する維持管理を行うこととし、芝生等の保護育成や施設等の安全管理を図ることとします。
- ・利用者に不快感を与えることの無いように定期的に清掃を行うこととし、また、洪水後は速やかな清掃等を行い、安全を確認後、早期の利用再開に努めることとします。
- ・事故防止のための施設点検整備や多目的利用に供するための維持管理を行うこととします。

② 自然創出ゾーン

- ・ビオトープなど貴重な動植物が生息する環境を保全・再生・創出・育成することとします。
- ・適正な立入制限を行うとともに、自然観察などを利用者に提供できる維持管理を行うこととします。
- ・事故防止のための施設点検を行うとともに、ビオトープの保全・育成管理や自然観察、体験学習等の企画等を行うものとします。
- ・学校やNPO団体等との協働による、自然環境調査、自然観察会などの実施に努めることとします。

Ⅲ 運営業務

(1) 運営体制の確保

- ① 運営業務及び維持管理業務に支障のないよう、管理要員を適切に配置することとします。
- ② 管理要員のうち1名は、常時、総括的に判断できる者を配置することとします。（所

長、副所長等)

- ③ 管理要員の配置に当たっては、公園の目的、管理基本方針を理解し指導できる専門的な知識や経験を有する者を配置することとします。
- ④ 運営業務、維持管理業務の従事者に対して、職員の育成及び運営に必要な研修を適宜実施することとします。

(2) 公園の開園時間及び管理事務所の開所時間

本公園は夜間利用制限を行うこととしており、門扉等の閉鎖施錠を行い立入禁止とします。また、管理事務所の開館時間は、原則として午前9時から午後5時までとします（開園時間は下表のとおり）。ただし、今田管理センターにおいては第1・3金曜日と毎土曜日に学習室の利用申込があった場合は午後9時まで開館を延長します。また、公園の開園時間の変更については、必要に応じて協議するものとします。

通常	8：30～18：00
夏期（6月～8月）	8：30～19：00
冬期（10月～2月）	8：30～17：00

(3) 運営業務

- ① 公園利用者の接遇、公園利用者への利用案内・利用指導
- ② 園内巡視（夜間利用制限のための門扉施錠開閉を含む）（施設等の点検巡視、安全巡視、解説・案内等のコミュニケーションによる利用者対応）
- ③ 掲示板などの運営
- ④ 有料施設の使用料の徴収（徴収事務委託契約に基づく：公園関係資料 別紙7参照）
- ⑤ 地元自治体・団体等への利用促進活動及び連絡調整
- ⑥ 県民やボランティア等との協働事業の推進
- ⑦ 公園のホームページの作成及び更新とパンフレットの更新及び増刷
- ⑧ 自主事業の推進
 - (ア) 利用者サービス向上に寄与するイベントやSNSなど幅広い媒体を活用した情報発信などの積極的な実施
 - (イ) 現管理者の実施状況については、下記ホームページを参照願います。
境川遊水地公園ホームページ <http://kanagawa-park.or.jp/sakaigawa/>
 - (ウ) 利用者や地域住民のニーズの把握と公平な運営に留意すること。
- ⑨ 公園の適切な公衆衛生環境の確保に向けた取組の推進
- ⑩ 公園に関する要望・苦情の聴取及び処理
- ⑪ 神奈川県都市公園条例第13条の行為の禁止の遵守
- ⑫ 地元自治体との連絡調整
- ⑬ 駐車場の管理・運営

無料駐車場の利用者に対し、夜間閉鎖や越流時に水没する危険があることなどについて周知や必要な指導を行うこと。
- ⑭ 藤沢土木事務所への業務報告及び連絡調整
 - (ア) 業務日報に基づく月例業務報告
 - (イ) 苦情処理対応の記録及び報告

⑮ 事故及び緊急時等の対応

- (ア) 利用者の保護、救護及び二次事故の防止
- (イ) 事故発生時の利用者の立場に立った適切な対応及び状況の把握
- (ウ) 園内で急病人やけが人、犯罪等が発生した場合の関係部署への速やかな通報及び藤沢土木事務所への事故報告
- (エ) 利用者の安全確保を図る観点から施設内にAED（自動体外式除細動器）を設置し、緊急時に備えること

⑯ 災害への対応

- (ア) 大雨注意報などが気象庁より発表された際の配備体制については、利用者の安全確保を第一に安全な場所へ誘導するとともに状況報告を関係機関に連絡することとする。（一次対応は指定管理者、二次対応は県）（公園関係資料 別紙2参照）
- (イ) 強風や大雪に関する注意報などが気象庁より発表された際には、現場の状況を良く把握・確認し利用者の安全確保に努めるほか、有料施設利用の制限を行うなど適切な処置を実施し、関係機関に連絡することとする。
- (ウ) 越流時の対応については、藤沢土木事務所と密な連絡体制を取り、境川遊水地内の排水について協議するとともに早期に施設利用できるように努力することとする。
- (エ) 震災時における非常配備体制の設置、職員の参集、施設点検、状況報告及び応急措置等の対応、関係機関への協力

IV 維持管理業務

(1) 共通事項

- ① 維持管理業務の対象はI・(4)に示す公園施設の維持管理（保守点検、修繕を含む）とします。また、遊水地の管理に関する協定書に基づく管理区分については、公園関係資料 別紙3により維持管理を行うこととします。
- ② 施設及び設備は正常な状態を保持し、適正な利用に供するよう、日常的な保守点検を行い、早い段階での部品交換や施設の修繕を行うこととします。
- ③ 園路、施設沿い、公園外周部の樹木の安全管理は、利用者の安全を確保するよう、別紙「維持管理基準書」を踏まえ必要に応じて適切に行うこととします。

(2) 維持管理水準

別紙「維持管理基準書」により、1年間の管理内容・数量の目安を示していますので、適切な維持管理により、公園の安全で快適な利用を確保することとします。

(3) 管理項目別の特記事項

特に留意すべき管理項目別の管理内容、管理レベルは以下のとおりです。なお、対象範囲の概要は別紙「維持管理基準書」の図面に示しています。

① 芝生

芝生の美しさが重要な景観構成要素となっており、修景と運動利用が両立された芝生管理が要求されます。芝生地としての快適性を確保し、スポーツ利用に支障のない刈り込みレベル、雑草の除去に努めることとします。

② 草地

法面を中心とした草地環境を維持するため、機械除草等を行い、利用に支障のない管理レベルを維持することとします。

③ 湿地

アシやガマの育成に努めるとともに、セイタカアワダチソウの除去を行い、地域に元々あった湿地ビオトープ環境の維持管理を行うこととします。また、水みち造成をおこない、美観の維持にも努めることとします。

V 管理に要する経費

県が積算した指定管理料の金額は「公園関係資料」に記載しています。

VI 大震災等への対応

指定管理者は、大震災等への対応として、本公園の「震災時対応の考え方」（参考資料1）に基づき、平常時、震災時の対応をすることとします。「震災時対応の考え方」に記載の指定管理者の役割を十分理解の上、より具体的な連絡体制、初動時・緊急時の対応について提案書に明示するとともに、日頃からの防災意識向上の取組や行動訓練、地域との連携について、提案者の具体的な提案を期待します。

VII その他

指定管理者は、公園運営に関する意見交換、情報交換の場をつくるなど、多様な利用者の意見を反映させた公園運営に努めることとします。

VIII 運営連絡協議会等への参加・協力

本公園には、現在、公園の計画・整備・管理・運営に係る運営連絡協議会は設置されていませんが、今後、そのような協議会が設置される場合には、事務局等として積極的に協力することとします。

公 園 関 係 資 料

公園名：境川遊水地公園

1. 経費等実績

(1) 指定管理料の上限額

総額： 668,745千円（消費税及び地方消費税10%を含む金額）

年額： 133,749千円（消費税及び地方消費税10%を含む金額）

上記の金額は、

【①指定管理料＝総管理費－②自動販売機利益】の①に該当する額です。

②自動販売機利益に該当する額については、「5. 自動販売機の状況」を参照し提案して下さい。

注意：当公園については、有料施設の利用料金制度は導入していません

- *1 「神奈川県立都市公園指定管理者募集要項【全公園共通編】」p17「10 管理に要する経費 (1) 指定管理業務に係る経費 ア 県が指定管理料を支払う施設」に示す計算式により、項目「節減努力等」を評価します。一律満点となる提案額は次のとおりです。
- 総額： 534,996千円（消費税及び地方消費税10%を含む金額）以下

- *2 各年度の想定収支・積算内訳は参考資料2、過去3年間の収支決算状況は、参考資料3のとおりです。参考までにお知らせします。

- *3 なお、現管理者が再委託している業務及び委託金額については発注方法により差があり、また企業のノウハウが含まれますので、各団体の必要に応じて提案して下さい。

(2) 光熱水費等（平成29年度～令和元年度）

（金額：千円）

年度	電気	ガス・燃料	上下水道	電話・FAX 他通信費
平成29年度	1,431	625	505	625
平成30年度	1,529	659	578	630
令和元年度	1,528	653	527	797
平成29～令和元年度 平均	1,496	646	537	684

- ※ 上記金額の下水道料金には、神奈川県企業庁企業局から供給される上水道使用量に相当する下水道料を含んでいます。
- ※ 令和元年7月に、今田遊水地が開園しています。上記金額は、当時の管理範囲に要する光熱水費の実績であり、指定管理料の上限額は、現在の管理範囲に要する通年の光熱水費を考慮して設定しています。
- ※ 管理事務所としている境川遊水地情報センター及び今田管理センターの光熱水費については、公園関係資料 別紙4に基づき執行しています。上記金額は、光熱水費の

うち、公園管理者の分だけ割り出して提示しています。

※ 表示は千円単位であり、小数点以下があるため、平均値は表示値の平均と一致しない場合があります。（四捨五入表示）

(3) 公園の警備体制

警備箇所	警備手法	警備日時	備考
公園全体	有人警備	年末年始 ※（12月29日～1月3日）	巡回警備
今田管理センター	機械警備	通年	

※ 上記の警備時間は現指定管理者の実績であり、職員の勤務体制に応じて、適切に警備日時を設定するものとする。

(4) 設備一覧（法定点検が必要な設備）

設置場所	設備名称	備考
今田管理センター	消防設備	
同上	200 m ² を超える建築物及び建設設備	建築物（3年ごと報告） 建築設備（毎年報告）

(5) 主要建築物一覧表

名称	設置年月日	延床面積	構造等
今田管理センター	平成29年3月	250.77 m ²	鉄筋コンクリート造

2. 公園の利用状況

(1) 公園利用者数（平成 29 年度～令和元年度）(人)

年度	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月	合計
平成29年度	20,764	27,016	17,714	26,706	28,907	21,275	14,993	23,949	16,396	19,242	18,717	17,217	252,896
平成30年度	24,284	23,562	19,164	27,351	29,203	19,381	24,588	24,490	15,868	20,118	18,011	25,374	271,394
令和元年度	24,004	26,032	18,229	22,725	31,401	25,434	17,146	25,095	18,511	22,199	27,362	32,594	290,732
平成29～令和元年度 平均	23,017	25,537	18,369	25,594	29,837	22,030	18,909	24,511	16,925	20,520	21,363	25,062	271,674

3. 駐車場運営の状況

(1) 運営状況

	収納台数			料金制度
	大型車	普通車 (障がい者専用)	二輪(バイク)	
俣野遊水地		66(1)	6	無料
下飯田遊水地	4	109(2)	112	
境川遊水地情報センター		15(2)		
今田遊水地	3	69(3)	63	
今田管理センター		3(1)		
計	7	262	181	

注) 上記のほか、俣野遊水地臨時駐車場に普通車25台、下飯田臨時駐車場に普通車61台収納可能です。

(2) 駐車場台数実績 (平成 29 年度～令和元年度)

(単位：台)

車種	年度	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月	合計
大型車	平成29年度	0	0	3	1	1	6	1	1	0	2	2	0	17
	平成30年度	2	1	1	0	2	2	7	4	1	1	6	2	29
	令和元年度	7	4	0	2	7	2	2	1	1	2	7	0	35
	平成29～令和 元年度平均	3	2	1	1	3	3	3	2	1	2	5	1	27
普通車	平成29年度	4,731	6,091	3,822	5,822	5,910	4,578	3,130	5,126	3,657	3,984	4,176	3,202	54,229
	平成30年度	5,551	4,670	4,135	5,895	5,908	4,301	5,670	5,102	3,810	4,317	3,942	5,721	59,022
	令和元年度	5,443	6,283	3,974	4,601	7,503	5,597	3,213	5,468	4,209	4,522	5,478	6,339	62,630
	平成29～令和 元年度平均	5,242	5,681	3,977	5,439	6,440	4,825	4,004	5,232	3,892	4,274	4,532	5,087	58,627
二輪車	平成29年度	1,934	2,395	1,759	2,106	1,998	1,752	1,270	1,960	1,560	1,462	1,424	1,676	21,296
	平成30年度	2,317	2,098	1,665	1,938	2,036	1,368	2,514	2,383	1,428	1,594	1,560	2,023	22,924
	令和元年度	2,301	2,606	1,719	1,672	2,447	1,879	1,648	2,535	1,497	1,817	2,122	3,674	25,917
	平成29～令和 元年度平均	2,184	2,366	1,714	1,905	2,160	1,666	1,811	2,293	1,495	1,624	1,702	2,458	23,379

4. 有料施設の状況

(1) 利用料収入 (平成 29 年度～令和元年度) (金額：円)

年度	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月	合計
平成29年度	557, 070	641, 400	540, 040	693, 220	614, 220	554, 820	260, 430	542, 280	501, 790	423, 150	480, 330	425, 240	6, 233, 990
平成30年度	610, 360	589, 710	500, 940	555, 910	546, 000	485, 620	611, 330	569, 890	458, 890	418, 065	428, 130	594, 740	6, 369, 585
令和元年度	555, 780	649, 550	497, 030	589, 490	591, 240	588, 720	330, 920	529, 790	447, 520	400, 050	509, 350	682, 040	6, 371, 480
平成29～令和元年度 平均	574, 403	626, 887	512, 670	612, 873	583, 820	543, 053	400, 893	547, 320	469, 400	413, 755	472, 603	567, 340	6, 325, 018

利用料金制度未導入のため、収入は県収入となります。 (指定管理者の収入とはなりません。)

(2) 有料施設の状況

施設名称	数量	規模等	利用日、共用時間
少年野球場	2面	対面式 A面:両翼75m、防球ネット B面:両翼66m	3月16日～12月15日 *3月～5月、8月～9月 :9時～17時 *6月～7月 :9時～18時 *10月～12月 :9時～16時
多目的グラウンド	1面	サッカー場 105m×68m トラック 400mレーン、クレイ 舗装	1月5日～12月27日 *3月～5月、8月～9月 :9時～17時 *6月～7月 :9時～18時 *10月～12月 :9時～16時
テニスコート	5面	全天候型ハードコート 23.77m×10.97m 5面	1月5日～12月27日 *3月～5月、8月～9月 :9時～17時 *6月～7月 :9時～18時 *10月～12月 :9時～16時

(3) 有料施設の利用料金

区分	単位	金額
少年野球場	1面1時間	460円
多目的 グラウンド	全面1時間	300円
	半面1時間	150円
テニスコート	1面1時間	700円

※ 平成24年6月より、少年野球場（A面・B面）及び多目的グラウンドについて、65歳以上の団体の利用料半額減免の試行を実施しています。

※ 上記の利用料金は、神奈川県都市公園条例により定められているものです。

5. 自動販売機の状況

(単位：円)

年度	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月	合計
H 2 9 年 度	67,967	129,026	91,196	103,798	133,469	113,416	39,595	127,212	73,467	104,277	119,455	118,651	1,221,529
H 3 0 年 度	195,160	202,697	208,812	222,364	307,655	181,597	151,809	141,992	78,505	117,620	85,715	108,983	2,002,909
R 元 年 度	170,846	268,939	172,993	154,948	383,912	256,894	169,831	158,831	95,906	90,256	153,906	285,864	2,363,126
H 2 9 - R 1	144,658	200,221	157,667	160,370	275,012	183,969	120,412	142,678	82,626	104,051	119,692	171,166	1,862,521

6. 管理許可施設等の状況

(1) 指定管理者に管理運営（営業）を許可する施設

公園名：境川遊水地公園

施設名	区 分	面積等(m ²)	使用料(円)	光熱水費 の負担	備 考
温水シャワー施設	管理	3.83m ²	640	○	
自動販売機 7台	設置	12.14m ²	18,842	○	

(2) 指定管理者以外の者が管理（設置等）している施設

施設名	区 分	面積等(m ²)	光熱水費の徴収	備 考
特になし				

7. 県所有物品一覧（貸与物品）

（1） 備品

令和2年度 県所有物品一覧 （備品）

境川遊水地公園

番号	管理番号	品名	規格・寸法等	数量	単位	適用
1	19131100001	ソファベッド	P T-2074	1	台	
2	19131100022	耐火金庫	キング工業K C-51-2 D	1	台	
3	19131100099	フィールドスコープ	KOWA TSN-664 TSN-21WDレンズセット	1	台	
4	19131100100	三脚	ベルボンFHD-61Q	1	台	
5	19131100105	芝刈機	共立FL510 フレックスモア	1	台	
6	19131100108	刈払機	ゼノアBL2611DW-EZ	1	台	
7	19131100110	刈払機	ゼノアBL2611DW-EZ	1	台	
8	19131100115	チェーンソー	ゼノアG350IEZ	1	台	
9	19131100117	噴霧器	共立ポータブル動噴PHPE800	1	台	
10	19131100118	肥料散布機	バロネスMS25A	1	台	
11	19131100121	乗用草刈機	シバウラGT142/MM48DJグラスキャッチャー付	1	台	
12	19131100122	乗用草刈機	バロネスGM130B	1	台	
13	19131100123	グラウトマット(整地機)	IHIシバウラHM-200	1	台	
14	19131100139	発動発電機	北越工業HP2300C	1	台	
15	19131100140	発動発電機	北越工業HP2300CAI	1	台	
16	19131100141	発動発電機	北越工業HP2300CAI	1	台	
17	19131100168	ポリッシャー	リレイ12インチ高速フロアポリッシャー	1	台	
18	19131100169	ポリッシャー	リレイ12インチ高速フロアポリッシャー	1	台	
19	19131100173	高压洗浄機	エコーレンテックスWET051R	1	台	
20	19131100199	リヤカー	関越工業3型	1	台	
21	19131100217	テレビ	シャープ LC26GH1	1	台	
22	19131100219	ライン引き	SUPERMATIC GM10	1	台	
23	19131100220	ラインロープ	WINDER RT-M32	1	台	
24	19131100223	テント	組立テントGKタイプ 1.5間×2間	1	張	
25	19131100224	テント	組立テントGKタイプ 2間×3間	1	張	
26	19131100244	標本	鳥の剥製	1	体	
27	19131100245	標本	地層のはぎとり	1	枚	
28	19131100246	標本	地層のはぎとり	1	枚	
29	19131100247	標本	地層のはぎとり	1	枚	
30	19131100303	イメージコンディショナー	ルイ高 RT-M32 0701	1	台	
31	19131100304	イメージコンディショナー	ルイ高 RT-M32 0701	1	台	
32	19131100306	グラスキャッチャー	バロネスGM130B/B	1	台	
33	19131100323	ブラシスイーパー	榊新宮商会 50SWP26 (牽引式)	1	台	
34	19131100385	乗用草刈機	共栄社GM130B	1	台	今田
35	19131100418	ソファベッド	SB-2010	1	台	今田管理C
36	19131100432	コートローラー	ルイ高 RT-M320806	1	台	
37	19131100433	インフレーターブルボート	アキレス LF-297RU	1	艘	
38	19131100434	船外機	SUZUKI DF2 00202F	1	基	
39	19131100435	芝生ブラシスイーパー	オハイオスチール 50SWP26	1	台	
40	19131100430	散水台車	HD-2×25A	1	台	
41	19131100431	テトロンブレードホース	25mm×45m+5m、金具付	1	個	
42	19131100467	パソコン	デスクトップ DELL OptiPlex 3020M	1	台	
43	19131100468	パソコン	デスクトップ DELL OptiPlex 3040	1	台	
44	19131100469	芝生ブラシスイーパー	オハイオスチール 50SWP26	1	台	
45	19131100470	大型プリンター	キャノン imagePROGRAF iPF670	1	台	
46	19131100471	パソコン	デスクトップ DELL OptiPlex 3060・E2016H	1	台	
47	19131100472 ～ 19131100476	電動アシスト自転車	パナソニック BE-ELX63	5	台	
48		自走式草刈機	共立 HRC664	1	台	

(2) その他

令和2年度 県所有物品一覧 (その他)

境川遊水地公園

番号	品名	規格・寸法等	単位	数量	適用
1	四人用ロッカー	900W 515D 1790H	個	4	
2	四人用ロッカー	900W 515D 1790H	個	1	
3	平机1	160W 700D 700H	個	1	
4	平机2	1100W 700D 700H オカムラ DS1GXP-MB51	個	10	
5	椅子1	575W 536D 401-481SH.591-671H オカムラ 2022SZ-P232	個	1	
6	椅子2	450W 536D 401-481 オカムラ 2012SZ-P232	個	10	
7	ロッカー	900W 400D 1050H.26kg	個	4	
8	自転車	宮田27インチ 7段ギヤオートライト付	台	2	
9	冷蔵庫	シャープ SJ23TM(W)	台	1	
10	パンフレットスタンド	コクヨZR-PS63NN	台	1	
11	ユニット式会議テーブル	幅2.4・3.0m 101-818	台	1	
12	引戸式書庫	幅90高1850	台	1	
13	更衣ロッカー	3連3人用 幅900奥515高1790	台	2	
14	キッチンラック	アイリス大山	台	1	
15	スチール台車	フットブレーキ付	台	1	
16	収納ベット	PP-310	台	1	
17	キャンパスベット	PT-2083	台	4	
18	下駄箱	扉なし 9人用 コクヨSLK-33F1 幅880高1070奥380	台	1	
19	傘たて	30人用 コクヨUS-185N W458D320H500	台	1	
20	ホースアダプター	50*50(HK50-B付)	本	4	
21	アルミ道板	ピカSBA-240-20-0.5	セット	1	
22	エンジンプロア	ゼノアHB2311EZ	台	1	
23	デジタルカメラ	オリンパスムービー790SWLV	台	1	
24	自転車	ブリジストン26インチ3段変速自動点灯ライト付	台	1	
25	水中ポンプ	LB-480	台	1	
26	ドライバドリル	DV12DV	台	1	
27	生物MAPホワイトボード	1800mm×600mm×1600mm	台	1	
28	水中ポンプ	LSR-2.4S	台	1	
29	回栓器	H500 W250 φ19 ステンレス製	台	1	
30	ライン引き	Supermatic GM10	台	1	
31	コーナーフラッグ	φ43 H1600mm	セット	3	
32	椅子用台車	PLUS S-KA	台	3	
33	椅子用台車	コクヨCP-865N	台	1	
34	椅子用台車	JTX CW-30L	台	2	
35	展示パネル	コクヨSN-PB0918KB	台	16	
36	傘たて	コクヨJOIFA 606	台	2	
37	防護マット	TN-63-5030	台	4	
38	会議いす	プラスMC-J20SSE	台	30	
39	会議用テーブル	JTX YF-L1860	台	10	
40	会議用テーブル	コクヨKT-S500PIE	台	4	
41	ロッカー	2連2号ロッカーLK2JN-NG	台	2	今田管理C
42	デスク	片袖机 W10003段 ODS-107-3R-WH	台	2	〃
43	脇机	脇机3段 ODS-047-3-WH	台	2	〃
44	パーティションホワイトボード	VSC-1217A	台	1	〃
45	電話機台	SHWA-002NJ	台	2	〃
46	ミーティングチェア	BSC-W19NA	台	24	〃
47	ラウンドテーブル	UTS-S750MNA	台	6	〃
48	パンフレットスタンド	DP-W210	台	1	今田管理C
49	台車	N-DSK-301B2	台	1	〃
50	ベビーベッド	BB-YAM-4-MA-3	台	1	〃

51	毛布	9988	台	2	"
52	担架	43-1001	台	1	"
53	車椅子	KV22-40SB	台	2	"
54	シュレッダー	GCS200DM	台	1	"
55	会議テーブル	アイリスチトセCFTX-T1845Pライトグレー	台	8	"
56	ミーティングテーブル	アイリスチトセMT-1890ホワイト	台	1	"
57	椅子	アイリスチトセLTS-110Zアイボリー	台	30	"
58	付)	プラス(株)VS-36DHJ W1906 * H1800	台	1	"
59	背付ベンチ	吉田体機工業(株)VT-57(E) W1800 * H700	台	1	"
60	刈払機	共立SRE2720UT	台	1	
61	ブロアー	共立PB256	台	1	

8. その他の資料

(1) 主なイベント活動

現在、実施されている主なイベント内容です。

イベント名称	開催時期	イベント内容
自然観察会 (川の生き物観察会)	7月	ゴム堰上げに連動し、川の生き物観察と農業との関連などを学ぶ
自然観察会 (地層と貝化石の観察会)	2月	下飯田遊水地において地層・地質観測及び貝化石掘り体験を行う
自然観察会 (バードウォッチング)	5月 2月	野鳥観察の実習。体験
境川遊水地見学会	6月	県と共催。遊水地機能の施設等の説明とそれらがもたらす生物系の形成状況などの説明・見学
親子自然遊び教室	4月	幼児対象で、ネイチャゲームや生き物採集など五感と体験的経験から自然を学ぶ
クラフト教室	5回	バードブローチ、小石の飾り、オギのドアチャーム、正月飾り等
歴史探訪会	5月、10月	俣野地域の発展経緯と歴史の探索 公園周辺の歴史探訪
ツバメのねぐら入り観察	7月	夏の風物詩であるツバメのねぐら入り観察
星空教室	11月	湘南台文化Cと一緒に星空教室開催
ビオトープ管理作業実施	6月	関連団体と協働でビオトープの管理作業を行う
新春ふれあいフェスタ	1月	公園祭りをを行う
生きものしらべ	7月、10月	水辺や原っぱの生き物を採集、観察し、草地保全の重要性を学ぶ

(2) 主なボランティア活動

公園区域に接する遊水地外周道路及び藤沢大和自転車道の清掃活動を実施している。

平成 25年 4月 1日

公益財団法人神奈川県公園協会

理事長 池守 典行 殿

神奈川県藤沢土木事務所長

境川遊水地情報センター建物1Fの使用について（通知）

県立境川遊水地公園の指定管理業務の遂行にあたりましては、いつもありがとうございます。

さて、平成25年度も県立境川遊水地公園の指定管理業務引き続きお願い申し上げます。

当該公園には公園管理事務所が無いことから、河川施設である境川情報センター建物の一部を河川法の手続きにより使用することの了承が得られております。

つきましては、平成19年8月3日付け「二級河川境川遊水地の管理に関する協定書」に基づき境川遊水地施設の一部他上部利用としての公園の維持管理運営業務を遂行するに必要なスペース1F事務室などを執務室等として使用できます。

使用に当たっての注意事項などは下記のとおりとします。

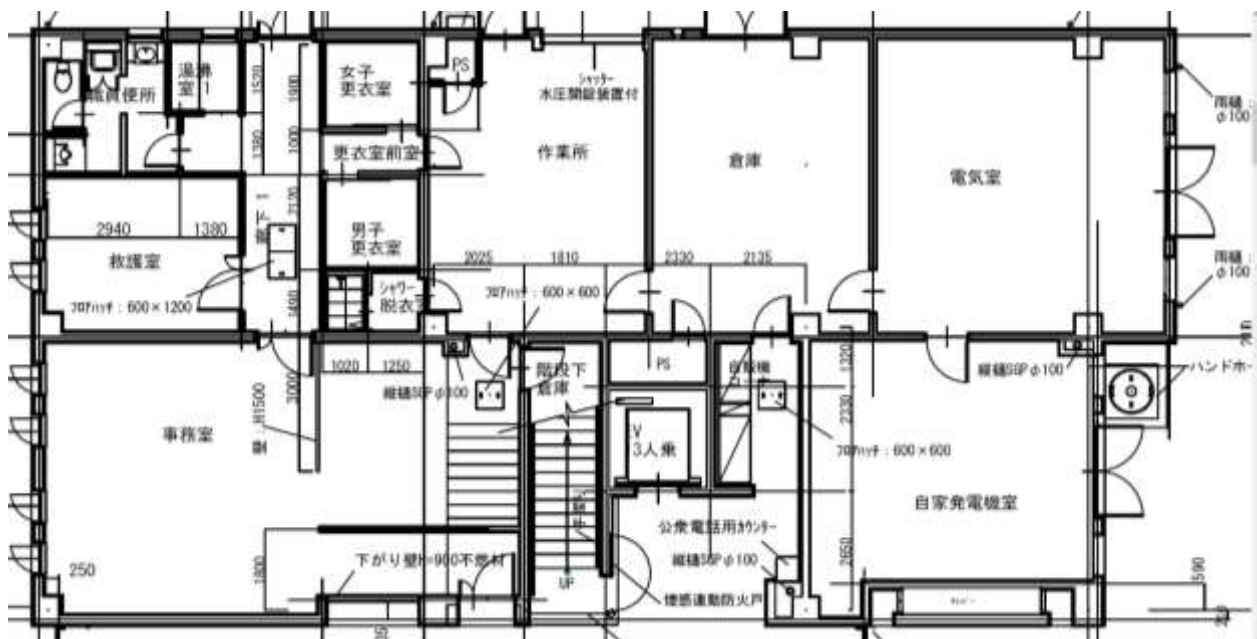
- 1 使用できる部屋等は別紙のとおりとする。（使用料は無料です）
- 2 使用する部屋の増改築は原則できません。（小規模程度は土木事務所長と協議すること）
- 3 建物は業務時間外閉鎖となり、土木事務所と別途契約している機械警備が入る。
- 4 使用に伴う光熱水費については、別途「境川遊水地情報センターにかかる電気量等に関する協定書」によるものとする。
- 5 備え付けの境川遊水地情報監視システムによる監視カメラおよび河川水位情報など活用できます。
- 6 1F事務室は当該情報センター運営業務の受付も行っているため、共有することになる。
- 7 指定管理業務関係者の出入りは原則、表面左（西側）では入り口からとする。
- 8 定めのない事項及び疑義が生じた場合には、土木事務所長と協議する。

（問い合わせ先）

担当者：河川砂防第二課

T E L 0466-26-2111（内線462）

F A x 0466-26-4853



1 階排煙チェック表

室名	室面積 (m ²)	排煙必要面積 (室面積1/50・m ²)	排煙有効面積 (m ²)	判定
風除室	11.21		平12告示第1436 4-ハ(2)	OK
エントランスホール	赤枠内合計面積：190.12m ²		$17 \times h0.62 \times \sin 60 \times 87 = 5.02$	OK
廊下2			$20 \times h0.40 \times \sin 60 = 0.41$	OK
廊下1	16.28	0.33	$w1.20 \times h0.40 \times \sin 60 = 0.41$	OK
事務室	66.30	1.33	$w0.57 \times h0.68 \times \sin 60 \times 47 = 1.34$	OK
救護室	16.36	0.33	$w0.57 \times h0.68 \times \sin 60 \times 27 = 0.67$	OK
男子更衣室	4.82		平12告示第1436 4-ハ(2)	免除
女子更衣室	4.79		平12告示第1436 4-ハ(2)	免除
シャワ脱衣室	1.87		平12告示第1436 4-ハ(2)	免除
シャワー室	1.52		平12告示第1436 4-ハ(2)	免除
湯沸室 1	2.86		平12告示第1436 4-ハ(2)	免除
職員便所	9.33		平12告示第1436 4-ハ(2)	免除
作業所	32.39		平12告示第1436 4-ハ(4)	免除
倉庫	33.60		平12告示第1436 4-ハ(2)	免除
電気室	44.36		平12告示第1436 4-ハ(2)	免除
自家発電機室	41.02		平12告示第1436 4-ハ(2)	免除
河川情報スペース	117.22	2.35	$w0.69 \times h0.95 \times \sin 60 \times 67 = 3.44$ $w0.69 \times h0.90 \times \sin 60 \times 67 = 3.22$	OK
会議室 3	34.15	0.69	$w0.57 \times h0.68 \times \sin 60 \times 37 = 1.00$	OK
男子便所 1	14.85		平12告示第1436 4-ハ(2)	免除
女子便所 2	10.86		平12告示第1436 4-ハ(2)	免除
みんなのトイレ 1	5.04		平12告示第1436 4-ハ(2)	免除
階段室	11.28		令126の2-1-3	免除
EV	5.43		令126の2-1-3	免除
PS			平12告示第1436 4-ハ(2)	免除

令和元年 8 月 16 日

公益財団法人神奈川県公園協会
理事長 平野 浩一 様

神奈川県藤沢土木事務所長



県立境川遊水地公園今田通信機器室の倉庫の現状使用について（通知）

県立境川遊水地公園（今田遊水地）は、令和元年 7 月 20 日に拡大開園したところですが、二級河川境川境川遊水地の管理に関する協定書に基づく遊水地の管理及び県立境川遊水地公園の維持管理業務を行うため、今田通信機器室の一部（倉庫）の現状使用に関し、河川法第 24 条の許可を令和元年 8 月 13 日に得ました。

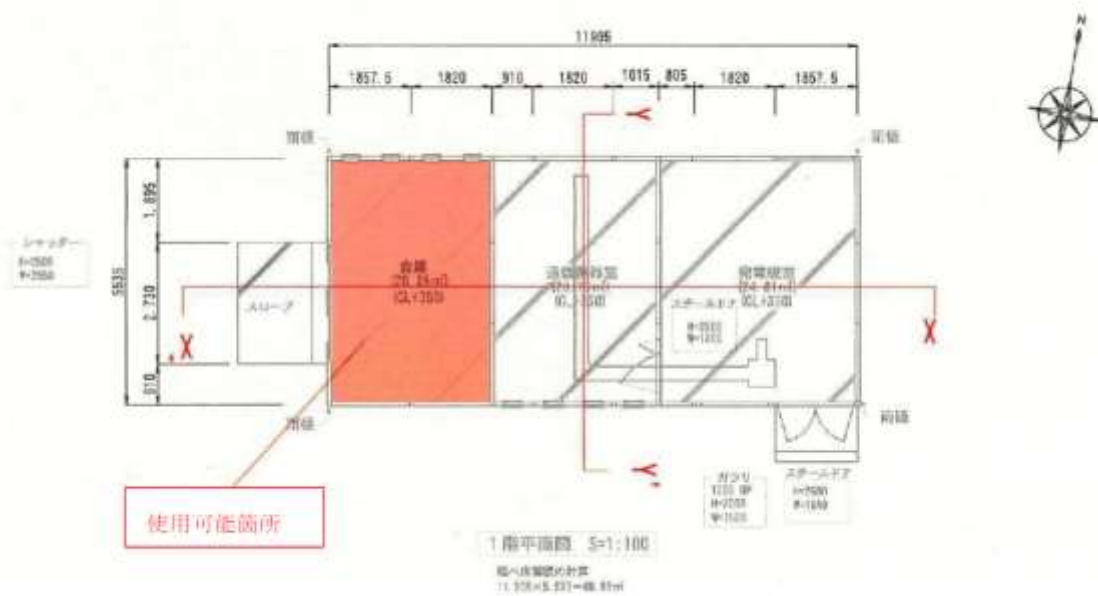
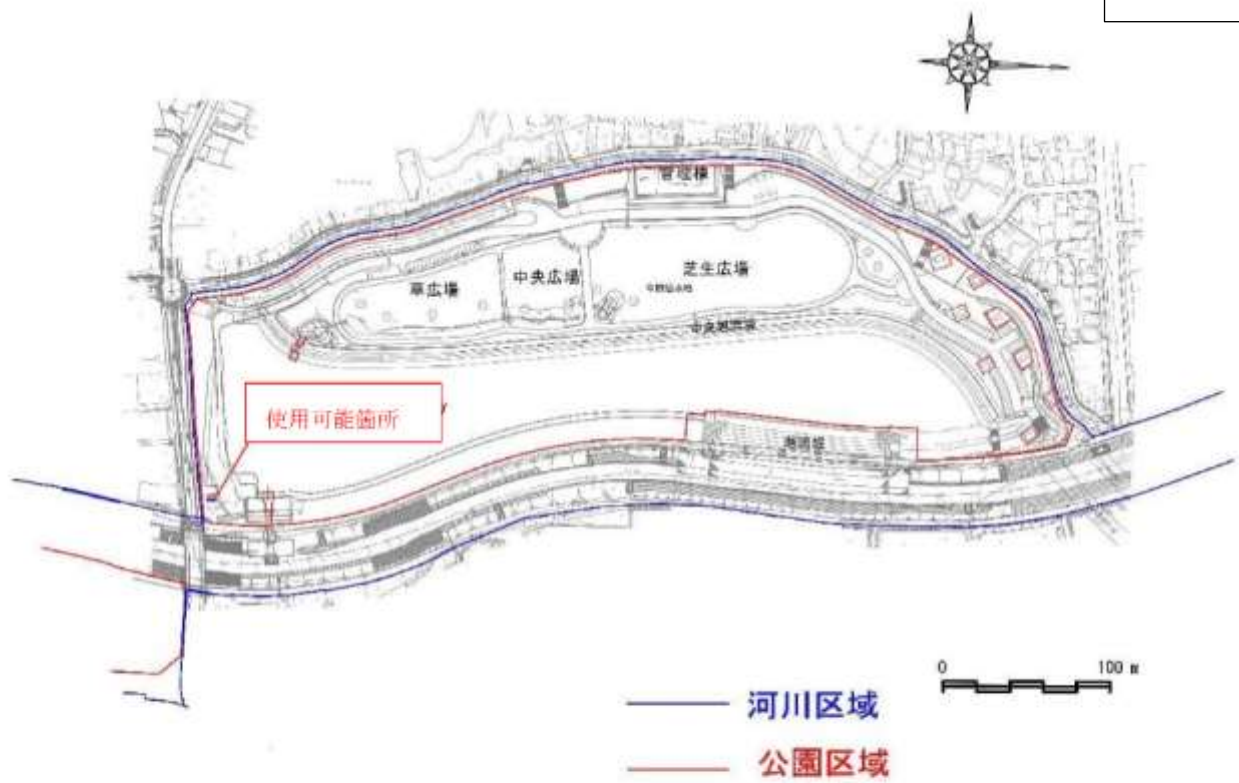
つきましては、今田通信機器室の一部（倉庫）を公園管理者が使用することが可能となりましたので、お知らせします。なお、使用に当たっての注意事項等は、次のとおりです。

- 1 別添の河川法許可書の許可条件を遵守すること。
- 2 使用できる範囲は別紙のとおりとする。（使用料は無料です）
- 3 使用する範囲の増改築は原則できません。（小規模程度は、藤沢土木事務所長と協議すること）
- 4 使用に伴う電気料は、別途「今田管理センターに係る電気料等に関する協定書」によるものとする。
- 5 定めのない事項及び疑義が生じた場合には、藤沢土木事務所長と協議すること。

問合せ先

河川砂防第二課

電話 0466-26-2111（内 462、464）



大雨等に関する注意報等発表時の配備体制について

本公園は、境川遊水地の上部利用公園であることから公園利用者の確実な安全確保などを図るため、つぎの内容に沿った配備体制を実施する。

1 配備基準

- ① 「大雨」または「洪水」に関する注意報又は警報が気象庁から発表された場合で、その対象地域に「横浜」「相模原」「大和」「藤沢」のいずれかの地域が含まれた場合とする。
- ② 藤沢土木事務所から配備につくよう連絡を受けた場合とする。
- ③ 原則として配備要員は2名体制とするが、警報等が発表された場合には増員する。
- ④ 配備場所は境川遊水地情報センター1階執務室内とする。

2 配備体制

- ① 業務時間内にあっては、直ちに配備につくものとする。
- ② 業務時間外の発表にあっては、神奈川県藤沢土木事務所（以下、土木事務所と記す）と協議して配備体制を決めることとする。
（*土木事務所と指定管理者との大雨等に関する配備体制の申し合わせ事項参照）

3 配備時の主な業務

- ① 気象及び河川に関する情報の確認（発表内容、境川の水位など）
- ② 利用施設の現場状況の把握・確認
- ③ 境川遊水地の排水ゲート（本堤・中央越流堤）開閉状況の確認
- ④ 公園利用者への大雨注意報等の伝達・連絡の徹底
- ⑤ 大雨洪水注意報等発表後の境川遊水地公園利用制限について土木事務所と協議し、越流が想定される場合については、直ちに利用施設の利用制限（中止）を行い、利用者の安全確保や誘導を行う。次に公園施設など点検・パトロールを実施し、外周柵等の出入り口門扉などの施錠を行う。
- ⑥ 配備体制、状況報告、被害報告ほか利用制限・誘導処置等の報告を行う。

* 土木事務所と指定管理者との大雨等に関する配備体制の申し合わせ事項

- ① 業務時間内の大雨注意報等発表で17:00 過ぎても解除になってない場合には、時間外の体制について土木事務所と協議する。翌朝は通常より早めに出勤し、状況を確認し、8:30 に土木事務所に報告する。
- ② ①の状況で警報となった場合には、土木事務所境川遊水地水防担当者に連絡し、土木事務所担当職員と協力して公園施設への越流後対策などの早期処置を行う。なお、越流が見込まれる場合など土木事務所担当職員が監視室につめることとなるので協力する。

* 昨年までの藤沢土木水防支部における水防発表一覧は公園関係資料の別紙5にあります。

二級河川境川境川遊水地の管理に関する協定書

河川管理者神奈川県知事（以下「甲」という。）と公園管理者神奈川県知事（以下「乙」という。）とは、境川遊水地（以下「遊水地」という。）の管理について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、遊水地の管理の方法及び管理に要する費用の負担等に関し、必要な事項を定め、適正な維持管理に資することを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この協定の適用範囲は、別図のとおりとする。

（管理の区分）

第3条 遊水地の施設の管理は、別表の管理の区分に従い、甲又は乙が行うものとする。

（損害賠償）

第4条 甲又は乙の管理の瑕疵が原因となり第三者に損害を与えた場合、その原因が明らかに甲又は乙のいずれかの過失にある場合、その原因者が損害賠償の費用を負担するものとする。ただし、その原因が甲又は乙いずれかの瑕疵によるものか明確でない場合は、その損害賠償の方法について、甲、乙協議するものとする。

（第三者の占用等の許可）

第5条 第三者から甲又は乙に対し、占用等の申請がなされた場合には、相互に照会し、甲、乙それぞれの規定により許可を行うものとする。

（降雨・河川水位・越流情報等の提供）

第6条 甲は降雨等の気象に関する情報、河川及び遊水地内水位、越流状況等河川に関する情報を乙に提供するものとする。

（越流時の措置）

第7条 乙は、越流が見込まれる場合においては、利用者の安全を確保し直ちにその利用を中止させ避難誘導の措置を行うとともに、神奈川県都市公園条例（以下「条例」という。）第14条に規定する措置を行うものとする。

2 遊水地が湛水した場合には、甲及び乙は、巡視等の安全確認を行うものとする。

3 乙は、公園利用上の安全を確認した後条例第14条に規定する措置の解除を行うものとする。



(排水時の措置)

第8条 遊水地が湛水した場合において、甲は排水が可能になり次第速やかに排水するよう努めるものとする。

(排水後の措置)

第9条 越流又は湛水後の施設の清掃、除草、維持補修、修繕は別表の管理の区分に従い、甲又は乙がこれを行うものとする。ただし、土砂等の堆積又は流木等の流入が著しい場合については、甲、乙協議の上、行うものとする。

(費用負担)

第10条 遊水地の施設の管理に要する費用は、別表の管理の区分に従い、甲又は乙が負担するものとする。

(雑則)

第11条 本協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、これを定めるものとする。

附 則

この協定は平成19年8月3日から実施する。

この協定は平成29年3月1日から実施する。

この協定は令和元年7月20日から実施する。

令和元年7月19日

甲 河川管理者

神奈川県知事 黒岩 祐治



乙 公園管理者

神奈川県知事 黒岩 祐治



別國



別表 (管理の区分)

区分	施設名	清掃、除草	維持補修	修繕	備考
堤防 法面	周囲堤、囲繞堤	乙	甲	甲	
	中央越流堤				
管理 用 通路	メインスロープ(俣野、下飯田、今田)	乙	乙	甲	
	中央越流堤天端				
	一次池管理用通路(管理ヤード含む)				
	階段(法面、中央越流堤)				
	和泉川管理用通路				
	新遊水地橋				
情報 セン ター 周 辺	駐車場、駐輪場、外構門扉、植栽	乙	乙	甲	
セン ター 周 辺	駐車場、駐輪場、外構門扉、植栽	乙	乙	甲	今田管理センターは、本協定から除き、「二級河川境川境川遊水地と県立境川遊水地公園との今田管理センターに係る兼用工作物管理協定」に基づく管理を行うこととする。
情報 伝 達 装 置 等	電光表示板、緊急放送設備	甲	甲	甲	
	監視カメラ、水位計				
	回転灯、入場警告灯、排水ゲート				
そ の 他	ビオトープ	乙	甲	甲	
	体験学習ゾーン	乙	乙	甲	
	防風林	乙	甲	甲	

- 注) ・「清掃、除草」とは、園内の塵芥等の除去や除草等で日常及び定期的な維持管理をいう。
 ・「維持補修」とは、通路等の舗装の小穴や柵の補修などの小規模な維持補修をいう。
 ・「修繕」とは、通路等の舗装の打ち換えや柵の取り替えなど大規模な維持補修をいう。

別表(附図)

The diagram illustrates the water management infrastructure around Lake Biwa, specifically focusing on three main water ponds: Imada Water Pond (今田遊水池), Shimobanaba Water Pond (下飯田遊水池), and Nagano Water Pond (長野遊水池). Various facilities are labeled throughout the map, including emergency release equipment (緊急放流設備), water level gauges (水位計), release gates (放水ゲート), central adjustment ponds (中央調整池), and other related structures. The map uses different colors to represent various land and water areas.

二級河川境川境川遊水地と県立境川遊水地公園との
今田管理センターに係る兼用工作物管理協定

(目的)

第1条 この協定は、兼用工作物について河川法（昭和39年法律第167号）の第17条第1項及び第66条並びに都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の2第1項及び第12条の6の規定に基づき、その管理の方法及び管理に要する費用の負担に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(兼用工作物の範囲等)

第2条 この協定の対象となる兼用工作物は、藤沢市今田字丸山89番1から同80番2までの間において、二級河川境川水系境川の境川遊水地と県立境川遊水地公園とが相互に効用を兼ねる施設である今田管理センターとする。

2 兼用工作物の位置及び範囲は、別図のとおりとする。

(兼用工作物の管理)

第3条 兼用工作物の維持は公園管理者が、修繕及び運営は河川管理者が、別表に定める区分により行うものとする。

2 兼用工作物の改築及び災害復旧（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）第2条第2項に規定する災害復旧事業（同法第2条第3項において復旧事業とみなされるものを含む。）をいう。以下同じ。）は、その都度協議して定めるところにより、河川管理者又は公園管理者がこれを行うものとする。

3 前2項の規定によるほか、河川法又は同法に基づく命令の規定による兼用工作物の管理は河川管理者が、都市公園法又は同法に基づく命令の規定による兼用工作物の管理は公園管理者が行うものとする。

(協議等)

第4条 河川管理者又は公園管理者は、前条の規定により次の各号に掲げる兼用工作物の管理を行う場合においては、緊急やむを得ない事情があつて協議することができないときを除き、あらかじめそれぞれ公園管理者又は河川管理者と協議するものとする。協議した事項を変更する場合においても、同様とする。

(i) 兼用工作物の改築、維持、修繕又は災害復旧（維持又は修繕にあつては兼用工作物の管理上重要なものに限る、災害復旧にあつては前条第2項の規定による協議に係るものを除く。）

(ii) 兼用工作物に係る河川法第18条、第20条本文、第24条、第26条、第27条第1項本文、第31条第2項、第67条、第75条、第90条第1項若しくは第95条、都市公園

法第5条第1項、第6条第1項若しくは第3項本文、第8条、第9条、第10条第2項、第13条、第27条又は神奈川県都市公園条例（昭和32年4月1日条例第7号）第11条若しくは第16条の規定による権限の行使

- 2 河川管理者又は公園管理者は、前条第2項又は前項の規定による協議に係る兼用工作物の管理を行った場合においては、それぞれ公園管理者又は河川管理者に通知するものとする。前項の規定により緊急やむを得ない事情があつて協議することができなかった兼用工作物の管理を行った場合においても、同様とする。
- 3 河川管理者又は公園管理者は、第1項各号に掲げる兼用工作物の管理で、兼用工作物の管理上定型的なものについては、同項の規定による協議又は前項の規定による通知を包括して行うことができる。
- 4 河川管理者又は公園管理者は、前条の規定により公園管理者が行うものとされている兼用工作物の管理で、遊水地の管理上特に必要があると認められるもの又は同条の規定により河川管理者が行うものとされている兼用工作物の管理で、公園の管理上特に必要があると認められるものについて、それぞれ公園管理者又は河川管理者に対し、適時かつ適切にこれらを行うように要請することができる。

（兼用工作物の管理に要する費用）

第5条 兼用工作物の管理に要する費用は、第3条の規定により河川管理者が行う兼用工作物の管理に要するものについては河川法第59条の規定により遊水地の管理に要する費用を負担すべき者の負担とし、第3条の規定により公園管理者が行う兼用工作物の管理に要するものについては都市公園法第12条の2の規定により公園の管理に要する費用を負担すべき者の負担とする。ただし、次の各号に掲げる兼用工作物に関する工事に要する費用の負担については、その都度河川管理者と公園管理者が協議するものとする。

- (1) 河川管理者が兼用工作物について行う工事で、公園管理者が行う工事又は行為により必要を生じたもの。
- (2) 公園管理者が兼用工作物について行う工事で、河川管理者が行う工事又は行為により必要を生じたもの。

（雑則）

- 第6条 兼用工作物の管理の方法又は管理に要する費用の負担で、第3条から前条までの規定によることが適当でないと認められるものについては、その都度河川管理者と公園管理者とが協議するものとする。この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項についても、同様とする。
- 2 この協定の実施に関し必要な細目的事項については、河川管理者と公園管理者とが協議して定めるものとする。

附 則

この協定は平成 29 年 3 月 1 日から実施する。

この協定を証するため、協定書 2 通を作成し、それぞれ 1 通を保有する。

平成 29 年 3 月 1 日

河川管理者
神奈川県知事

黒 岩 祐 治



公園管理者
神奈川県知事

黒 岩 祐 治



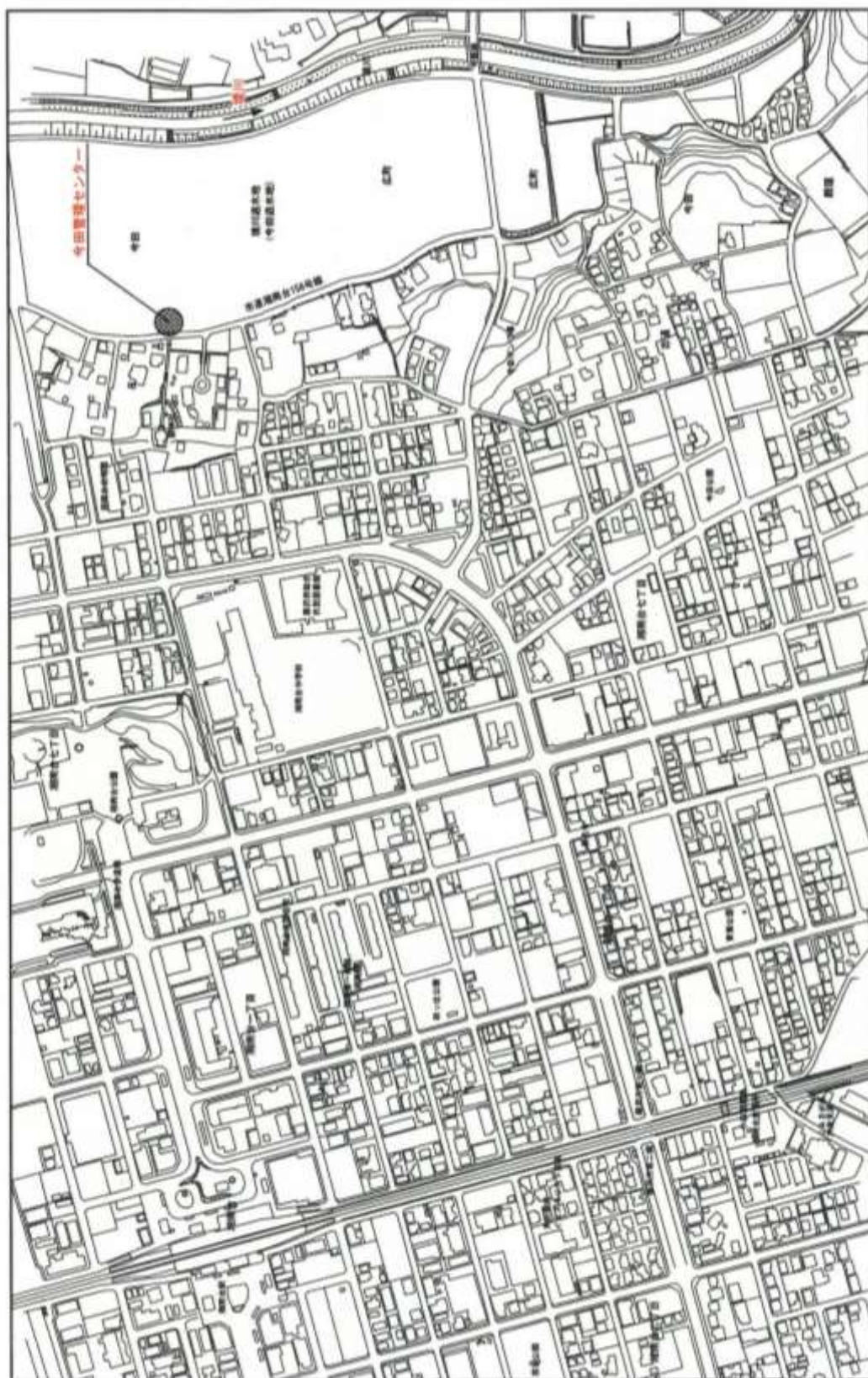
別表

区分		内容	実施者
維持	清掃	清掃、廃棄物の処理等	公園管理者
	建物管理	保守点検、警備、消耗部品の交換等	
	維持補修	小規模な維持補修	
修繕		維持補修以外の補修	河川管理者
運営		会議室利用等の運営	河川管理者

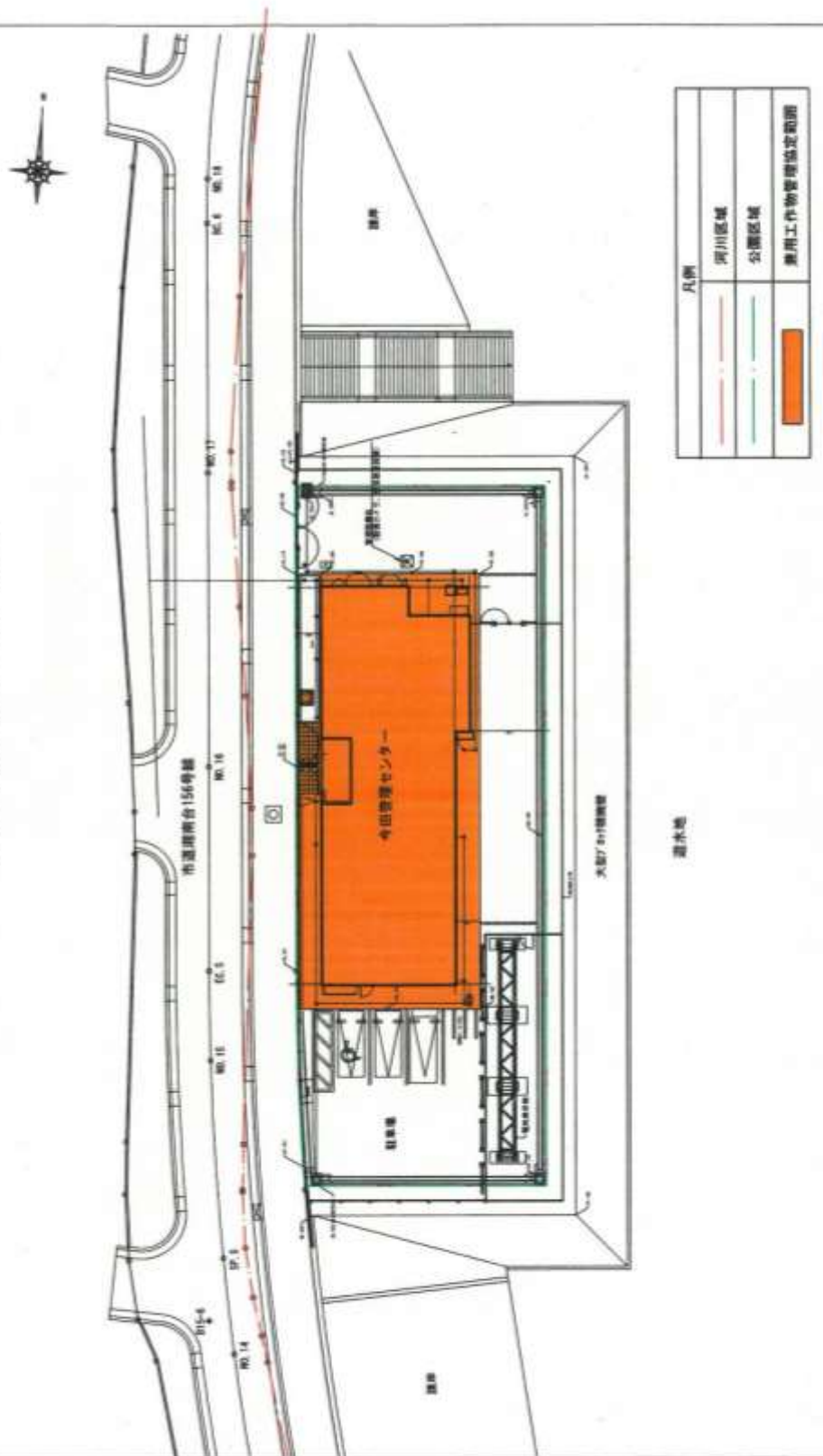
別図

- (1) 位置図
- (2) 実測平面図

位置図 1 : 5000



二級河川境川遊水地と県立境川遊水地公園との今田管理センターに係る兼用工作物管理協定
兼用工作物管理区分平面図 S=1:400



境川遊水地情報センターに係る電気料等に関する協定書



河川管理者である神奈川県藤沢土木事務所長(以下「甲」という。)&公園管理者である神奈川県藤沢土木事務所長(以下「乙」という。)&及び公園指定管理者である公益財団法人神奈川県公園協会理事長(以下「丙」という。)&は、境川遊水地情報センターに係る光熱水費の負担等について、次のとおり協定を締結する。

(費用の各負担割合)

第1条 各負担割合は、以下とする。

- | | |
|---------|--|
| 電気料 | 甲、乙(指定管理料)の負担割合は、別紙情報センター使用面積一覧による。
ただし、電気料には、予備電源を確保するための自家発電機稼働用燃料代を含む。 |
| プロパンガス料 | 甲、乙(指定管理料)の負担割合は、別紙情報センター使用面積一覧による。 |
| 上水道料 | 甲、乙(指定管理料)で折半する。 |
| 下水道料 | 甲、乙(指定管理料)で折半する。
ただし、下水道料のうち、神奈川県企業庁水道局から供給される上水道使用量に相当する下水道料の乙負担分は、乙が指定管理料外で支払う。 |

(費用の支払い)

第2条 丙は、電気料等について、一括して支払った後、前条で定めた負担割合に基づき、甲へ請求書を発行する。甲は、前条で定めた負担割合の電気料等について、丙が発行する請求書により、指定する金融機関に振り込むものとする。丙が発行する請求書は、各月分の内訳を記して2ヶ月分をとりまとめ請求するものとする。

(費用負担割合等により算出した費用が一円未満の端数がある場合には、甲に一円加算して請求するものとし、乙は一円未満の端数を切捨てるものとする。)

(協定書の効力)

第3条 この協定書の効力が生じる期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとし、会計年度所属区分は地方自治法施行令第142条及び第143条によるものとする。

(協定の効力の遡及)

第4条 この協定書への甲、乙及び丙の記名押印日が、本協定書第3条に定める開始日より後の日である場合にあっては、本協定の効力は開始日から生じるものとする。



この協定書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度甲、乙及び丙が協議して定める。

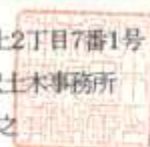
なお、この協定書の締結を証するため、この協定書を3通作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年4月 2 日

甲 藤沢市鵠沼石上2丁目7番1号
神奈川県 藤沢土木事務所
所長 横溝 博之



乙 藤沢市鵠沼石上2丁目7番1号
神奈川県 藤沢土木事務所
所長 横溝 博之



丙 神奈川県横浜市中区鶴町三丁目8番地8
公益財団法人 神奈川県公園協会
理事長 平野 浩一



情報センター使用面積一覧

1階	室面積 (㎡)	公園管理者 (乙) 面積比率		河川管理者 (甲) 面積比率	
屋除室	11.21	0.5	5.605	0.5	5.605
エントランス4	158.46	0.5	79.230	0.5	79.230
廊下 2	19.75	0.5	9.875	0.5	9.875
廊下 1	16.28	0.5	8.140	0.5	8.140
事務室	66.30	0.5	33.150	0.5	33.150
会議室	16.36	0.5	8.180	0.5	8.180
男子更衣室	4.82	0.5	2.41	0.5	2.41
女子更衣室	4.79	0.5	2.395	0.5	2.395
シャワー更衣室	1.87	0.5	0.935	0.5	0.935
シャワー室	1.52	0.5	0.76	0.5	0.76
湯沸室 1	2.86	0.5	1.43	0.5	1.43
職員便所	9.33	0.5	4.665	0.5	4.665
作業所	32.39	1.0	32.39	0.0	0.0
倉庫	33.60	1.0	33.60	0.0	0.0
電気室	44.36	0.0	0.00	1.0	44.36
自家発電機室	41.02	0.0	0.00	1.0	41.02
河川情報スペース2	117.22	0.5	58.610	0.5	58.610
会議室 3	34.15	0.5	17.075	0.5	17.075
男子便所 1	14.85	0.5	7.425	0.5	7.425
女子便所 1	10.86	0.5	5.430	0.5	5.430
みんなのトイレ 1	5.04	0.5	2.520	0.5	2.520
階段室	11.28	0.5	5.640	0.5	5.640
EV	5.43	0.0	0.00	1.0	5.43
PS					
合 計	663.75		319.465		344.285

2階	室面積 (㎡)	公園管理者 (乙) 面積比率		河川管理者 (甲) 面積比率	
会議室 1・a	38.84	0.0	0.00	1.0	38.84
会議室 1・b	35.97	0.0	0.00	1.0	35.97
会議室 2	41.62	0.0	0.00	1.0	41.62
研究スペース	22.72	0.0	0.00	1.0	22.72
書庫	22.38	0.0	0.00	1.0	22.38
倉庫	10.50	0.0	0.00	1.0	10.50
湯沸室 2	6.22	0.0	0.00	1.0	6.22
男子便所 2	15.05	0.0	0.00	1.0	15.05
女子便所 2	11.08	0.0	0.00	1.0	11.08
みんなのトイレ 2	5.67	0.0	0.00	1.0	5.67
シャワー室・2	55.62	0.0	0.00	1.0	55.62
廊下 3	0.00	0.0	0.00	1.0	0.00
収納	8.56	0.0	0.00	1.0	8.56
階段室	24.36	0.0	0.00	1.0	24.36
EV	5.43	0.0	0.00	1.0	5.43
PS					
合計	304.02		0.00		304.02

3階他	室面積 (㎡)	公園		河川	
監視室他	209.20		0.00	1.0	209.2

1～3階合計	1176.97		319.465		857.505
--------	---------	--	---------	--	---------

河川管理者 (甲) 負担割合	857.505 ㎡ ÷	1176.97 ㎡ =	72.9 %
公園管理者 (乙) 負担割合	319.465 ㎡ ÷	1176.97 ㎡ =	27.1 %

今田管理センターに係る電気料等に関する協定書

河川管理者である神奈川県藤沢土木事務所長(以下「甲」という。)と公園管理者である神奈川県藤沢土木事務所長(以下「乙」という。)及び公園指定管理者である公益財団法人神奈川県公園協会理事長(以下「丙」という。)は、今田管理センターに係る光熱水費の負担等について、次のとおり協定を締結する。

(費用の各負担割合)

第1条 各負担割合は、以下とする。

電気料 甲、乙(指定管理料)で折半する。

上水道料 甲、乙(指定管理料)で折半する。

下水道料 甲、乙(指定管理料)で折半する。

(費用の支払い)

第2条 丙は、電気料等について、一括して支払った後、前条で定めた負担割合に基づき、甲へ請求書を発行する。甲は、前条で定めた負担割合の電気料等について、丙が発行する請求書により、指定する金融機関に振り込むものとする。丙が発行する請求書は、各月分の内訳を記して2ヶ月分をとりまとめ請求するものとする。

(費用負担割合等により算出した費用が一円未満の端数がある場合には、甲に一円加算して請求するものとし、乙は一円未満の端数を切捨てるものとする。)

(協定書の効力)

第3条 この協定書の効力が生じる期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとし、会計年度所属区分は地方自治法施行令第142条及び第143条によるものとする。

(協定の効力の遡及)

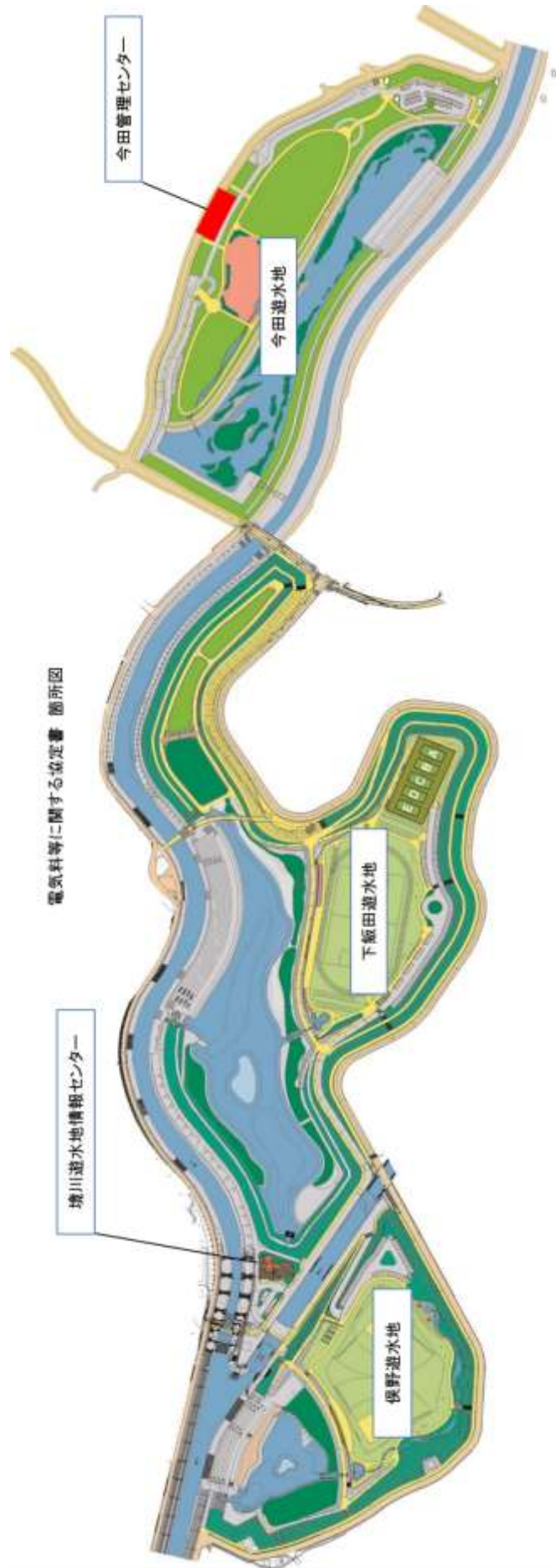
第4条 この協定書への甲、乙及び丙の記名押印日が、本協定書第3条に定める開始日より後の日である場合にあっては、本協定の効力は開始日から生じるものとする。

この協定書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度甲、乙及び丙が協議して定める。

なお、この協定書の締結を証するため、この協定書を3通作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年4月 2 日

- 甲 藤沢市鵠沼石上2丁目7番1号
神奈川県 藤沢土木事務所
所長 横溝 博之
- 乙 藤沢市鵠沼石上2丁目7番1号
神奈川県 藤沢土木事務所
所長 横溝 博之
- 丙 神奈川県横浜市中区扇町三丁目8番地8
公益財団法人 神奈川県公園協会
理事長 平野 浩一



電気料等に関する協定書 箇所図

大雨洪水に関連する清掃・管理について

公園の指定管理者と河川管理者の役割分担については、各公園の個別編の内容及び公園関係資料別紙2の記載の通りですが、越水後の遊水地内の清掃については、公園管理者業務として位置付けており、洪水後の園内に散乱しているゴミの除去や、グラウンド、芝生及び各施設の散水清掃は、原則、指定管理者が洪水後の清掃として行うこととなります。なお、本格的な清掃用の設備はありませんので、越水後の清掃には状況により高圧洗浄車の使用等も必要となります。

ただし、大量の土砂や流木の除去作業は、別途協議いたします。指定期間内に考慮する清掃回数及び費用については、これまでの状況を参考に提案して下さい。（公園関係資料 別紙6 参照）

また、二次池が冠水した場合の流失したグラウンドの土や芝生の補充費用は、小規模な補修については指定管理者の負担となりますが、規模によっては、県と協議することもあります。

指定管理料の扱いについては下記のとおりです。

- ① 1年間の収支計画に計上した洪水後の清掃が無かった場合は、県と協議の上他業務等にその費用を充当するかどうか県と協議いたします。
- ② 配備体制が計画より増した場合や越水回数が計画より上回った場合でも指定管理者の負担となりますが、これによりがたい場合は、県と協議いたします。

河川としての遊水地の日常管理業務については、公園の指定管理業務には含まれていませんが、大雨時の注意報発表においては、監視装置を共有し、利用者の安全確保を図ります。

また、設置されている監視装置は河川（遊水地）の管理用装置ですが、指定管理者が公園利用者の安全確保等のため、補助的に使用することは差し支えありません。常時の安全管理については公園管理員のパトロールによる安全管理が必要と考えております。

○水防発表状況（藤沢土木水防支部）

年 度	気象警報種別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平成26年度 (2014)	雨 量	154	103	248	31	128	73	371	59	74	93	37	111	1,482
	大雨・洪水注意報	3	3	8	8	3	4	3	0	1	0	0	2	35
	〃 警報	0	1	4	2	1	1	2	0	0	0	0	0	11
平成27年度 (2015)	雨 量	89	48	139	289	55	336	42	123	96	60	83	184	1,544
	大雨・洪水注意報	3	1	8	7	5	4	2	1	1	0	1	4	37
	〃 警報	0	1	0	4	1	2	0	0	1	0	1	1	11
平成28年度 (2016)	雨 量	124	89	129	121	267	250	58	133	81	22	12	86	1,372
	大雨・洪水注意報	5	2	5	6	11	7	1	1	1	0	0	0	39
	〃 警報	0	0	0	2	7	2	0	0	0	0	0	0	11
平成29年度 (2017)	雨 量	119	83	161	59	170	229	406	51	19	77	19	189	1,582
	大雨・洪水注意報	2	1	5	4	10	5	7	1	1	1	1	3	41
	〃 警報	0	0	0	3	5	4	3	0	0	0	0	1	16
平成30年度 (2018)	雨 量	99	147	155	106	40	271	43	40	64	14	40	81	1,100
	大雨・洪水注意報	1	5	4	7	8	10	0	0	0	0	0	1	36
	〃 警報	1	1	0	3	2	3	0	0	0	0	0	0	10
令和元年度 (2019)	雨 量	98	177	198	133	80	161	327	85	156	95	31	140	1,681
	大雨・洪水注意報	1	4	8	8	9	7	5	1	1	1	0	2	47
	〃 警報	0	2	0	0	3	2	2	0	1	0	0	0	10
注1：雨量は、藤沢合庁の観測値を集計している。														
注2：注意報の発表回数には、警報に移行したものを含む。														

境川遊水地公園 越流状況のまとめ

越流年月日	越流の状況(〇流入)									復帰状況(開園状況)							越流復旧作業:公園協会外注		
	俣野遊水地			下飯田遊水地			今田遊水地			俣野遊水地		下飯田遊水地			今田遊水地				
	1次池	2次池	推定越流量 (m3)	1次池	2次池	推定越流量 (m3)	1次池	2次池	推定越流量 (m3)	園路	少年野球場	園路	多目的 グラウンド	テニス コート	園路	広場	原因	工種	金額(円)
平成26年6月7日	-	-	-	-	-	-	○	○	226,000	-	-	-	-	-	-	-	低気圧		
平成26年6月24日	-	-	-	-	-	-	○	-	10,000	-	-	-	-	-	-	-	低気圧		
平成26年7月21日	-	-	-	-	-	-	○	○	101,000	-	-	-	-	-	-	-	低気圧		
平成26年8月10日	-	-	-	-	-	-	○	○	51,000	-	-	-	-	-	-	-	台風11号		
平成26年10月6日	○	○	202,000	○	○	600,000	○	○	410,000	10月25日	10月25日	11月8日	1月5日	11月8日	-	-	台風18号	流入土除去工事 地盤整正復旧等	475,200 383,400
平成26年10月13日	-	-	-	○	-	91,000	○	○	212,000	-	-	-	-	-	-	-	台風19号		
平成27年5月12日	-	-	-	○	-	40,000	○	○	192,000	-	-	-	-	-	-	-	台風6号		
平成27年9月9日	-	-	-	○	-	61,000	○	○	270,000	-	-	-	-	-	-	-	台風18号	側溝清掃	1,280,880
平成27年12月11日	-	-	-	-	-	-	○	○	247,000	-	-	-	-	-	-	-	低気圧		
平成28年8月22日	○	○	169,000	○	○	518,000	○	○	352,000	8月27日	8月27日	一部9月3日 全面9月21日	10月1日 (トラック 10/8)	9月3日	-	-	台風9号	陸上トラック清掃 側溝清掃	482,760 937,440
平成29年6月21日	-	-	-	-	-	-	○	-	27,000	-	-	-	-	-	-	-	低気圧		
平成29年8月1日	○	-	25,000	-	-	-	○	○	291,000	-	-	-	-	-	-	-	集中豪雨		
平成29年8月19日	-	-	-	-	-	-	○	○	148,000	-	-	-	-	-	-	-	集中豪雨		
平成29年10月23日	-	雨水冠水	-	○	○	292,000	○	○	321,000	10月24日	10月24日	一部11月1日 全面11/4	11月4日 (トラック 12/5)	11月3日	-	-	台風21号	園路他清掃 側溝清掃	486,000 870,480
平成30年3月9日	○	○	58,000	○	○	448,000	○	○	378,000	3月15日	3月15日	一部3月17日 全面4月1日	4月1日	3月17日	-	-	大雨		
平成30年4月25日	-	-	-	-	-	-	○	○	59,000	-	-	-	-	-	-	-	大雨		
令和1年5月21日	-	-	-	-	-	-	○	○	59,000	-	-	-	-	-	-	-	大雨		
令和1年8月19日	-	-	-	-	-	-	○	○	29,000	-	-	-	-	-	-	-	大雨		
令和1年9月3日	-	-	-	-	-	-	○	-	6,000	-	-	-	-	-	-	-	大雨		
令和1年9月9日	○	-	37,000	-	-	-	○	○	248,000	-	-	-	-	-	10月1日	10月1日	台風15号	園路他清掃	1,015,200
令和1年10月12日	○	○	160,000	○	○	480,000	○	○	324,000	10月21日	10月27日	一部10月19日 全面10月31日	11月2日	10月19日	11月14日	11月14日	台風19号	園路他清掃	1,311,200

境川遊水地公園の施設使用料徴収事務委託契約書



神奈川県藤沢土木事務所長 横溝 博之（以下「甲」という。）と、公益財団法人神奈川県公園協会 理事長 平野 浩一（以下「乙」という。）とは、次のとおり委託契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、境川遊水地公園の管理に関する基本協定書（平成 26 年 10 月 17 日締結。以下「基本協定書」という。）第 28 条に基づき、境川遊水地公園の施設の使用料の徴収に関する事務（以下「委託事務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（委託業務）

第2条 前条に規定する委託業務の範囲は、神奈川県都市公園条例（昭和 32 年神奈川県条例第7号。以下「条例」という。）第 15 条第1項に掲げる有料の公園施設の使用料の徴収に関する業務とする。

（委託業務の実施）

第3条 乙は、委託業務を地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、条例、神奈川県都市公園施設利用規則（昭和 46 年神奈川県規則第 26 号。以下「規則」という。）、神奈川県財務規則（昭和 29 年神奈川県規則第5号）等の関係法令、基本協定書、令和2年度における境川遊水地公園の管理に関する年度協定書（令和2年4月22日締結。以下「年度協定書」という。）に従い実施するほか、甲の指示する方針に従い、その目的を達成するよう誠実かつ効果的に行うものとする。

（善管注意等）

第4条 乙は、委託事務について善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 乙が前項の規定に違反したため甲に損害を与えたときは、乙は、甲の指示するところにより、その損害を賠償するものとする。



（事故報告）

第5条 乙は、委託事務の執行上事故が発生した場合は、直ちに甲に報告しなければならない。

(収入状況報告書)

第6条 乙は、委託事務について、基本協定書第 41 条に規定する業務日報を作成すること。また、同第 42 条に規定する月例業務報告書（月報）のほか、収入状況年報を甲に提出するものとする。

(調査)

第7条 甲は、委託事務の執行状況及び関係書類、帳簿等を随時調査することができる。

(勧告)

第8条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、基本協定書の例に従い、改善勧告等を行うことができる。

- (1) 関係法令等又はこの契約に違反したとき。
- (2) 委託事務の執行が不相当と認められるとき。

(契約の解除)

第9条 甲は、次の各号に掲げるいずれかの事情が生じたときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が前条の勧告に従わなかったとき。
- (2) 条例第 34 条第 1 項の規定により、指定管理者の指定を取り消したとき。

(費用の負担)

第 10 条 この契約に要する費用は、乙の負担とする。

(委託料)

第 11 条 甲は、委託事務を乙に委託するに当たり、その必要経費（以下「委託料」という。）を乙に支払うものとする。ただし、この委託料は、年度協定書第 5 条に規定する指定管理料において措置されているものとみなす。

(疑義の決定)

第 12 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し、疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

(個人情報の保護)

第 13 条 乙は、第 2 条に定める委託事務の執行に当たり個人情報を取り扱う場合は、基本協定書第 17 条に規定する個人情報の取扱規程等に基づき取り扱わなければならない。

(書類の整備保護)

第 14 条 乙は、委託事務に係る証拠書類及び帳簿を整備し、この契約終了後 5 年間保存しなければならない。

(契約期間)

第 15 条 この契約の有効期間は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までとする。

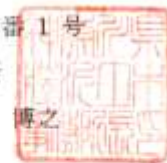
(契約の効力の遡及)

第 16 条 この契約書への甲と乙の記名押印日が契約書第 15 条に定める契約期間の開始日より後の日にあっても、本契約の効力は契約期間の開始日から生じるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を 2 通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 2 年 5 月 29 日

甲 藤沢市鵠沼石上二丁目 7 番 1 号
神奈川県藤沢土木事務所
所長 横溝 博之



乙 横浜市中区扇町三丁目 8 番地 8
公益財団法人神奈川県公園協会
理事長 平野 浩一

